

平成２７年度第２回高崎市子ども・子育て会議 会議録概要

○ 日 時 : 平成２８年３月２３日（水）午後２時００分～午後３時２０分

○ 場 所 : 高崎市役所 本庁舎４階 庁議室

○ 出席者 : 別紙のとおり

○ 傍聴者 : １人

○ 会議に付した案件

- ・ 幼保連携型認定こども園の設置の認可について
- ・ 特定教育・保育施設の利用定員について

○ 配付資料

- ・ 次第
- ・ 資料１－５ 「幼保連携型認定こども園認可審査票」
- ・ 子育てなんでもセンター（仮称）について
- ・ 高崎市子ども・子育て会議委員名簿
- ・ 高崎市子ども・子育て会議事務局職員名簿

事前送付資料

- ・ 資料１ 「幼保連携型認定こども園の設置の認可について」
- ・ 資料１－２ 「幼保連携型認定こども園の設置の認可につき意見を聴くものに係る施設調書
- ・ 資料１－３ 「高崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（概要）」
- ・ 資料１－４ 「幼保連携型認定こども園の認可基準（子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）平成２７年７月改訂版より抜粋）」
- ・ 資料２ 「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」

○ 会議録 : 別紙のとおり

○ 出席者（委員）：１７名

番号	所属団体等	氏名	当日 出欠
１	高崎市区長会 副会長	飯野 茂	
２	高崎市保育協議会保育園部会長	石井 博	
３	高崎市私立幼稚園・こども園父母の会連合会	岩屋 芙紗恵	
４	認定こども園代表（高崎市保育協議会認定こども園部会）	狩野 章	代理出席
５	日本労働組合総連合会群馬県連合会 高崎地域協議会 事務局次長	越澤 恭行	
６	元教育委員長、あすなろ学童クラブ代表	小見 勝栄	
７	高崎市ＰＴＡ連合会 常任理事	小峯 希子	
８	高崎市医師会 理事	重田 誠	
９	高崎市学童保育連絡協議会 会長	鈴木 宏輝	
１０	高崎市民生委員児童員協議会 主任児童委員連絡会会長	高橋 鈴子	
１１	公募市民	高橋 雅代	
１２	高崎健康福祉大学 教授	千葉 千恵美	
１３	高崎市心身障害者等連絡協議会 会長	中澤 登	欠席
１４	高崎市保育協議会保護者会 会長	長澤 尚胤	
１５	高崎市私立幼稚園・こども園協会 副会長	長谷川 興秀	
１６	高崎市母子等保健推進協議会 副会長	樋口 啓子	
１７	高崎市小学校長会 長野小学校長	松下 広美	欠席
１８	高崎市社会福祉協議会 会長	松橋 亮	
１９	公募市民	森平 真幸	

○ 出席者（事務局職員）：２０名

○ 会議録

1. 開会 (事務局)	定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第2回高崎市こども・子育て会議を開会させていただきます。
2. 委嘱状交付 (事務局)	はじめに、委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。 (子育て支援担当部長から委員へ委嘱状交付) なお、本日欠席の委員さんには、後ほど事務局より委嘱状をお渡しさせていただきます。
3. 委員の紹介 (事務局)	本日は、委員改選後第1回目の会議でございますので、委員の皆様へ一言、自己紹介をお願いいたします。 (各委員の自己紹介) ありがとうございました。
4. 事務局職員紹介 (事務局)	続きまして、子ども・子育て会議事務局職員の紹介を行います。 (事務局職員の自己紹介) 事務局職員の紹介を終わらせていただきます。 それでは、議事に入る前に、本日の出席者は15人、欠席3人、代理出席1人(最終出欠 出席16人、欠席2人、代理出席1人)でございますので、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第2項の開催要件を満たしますのでご報告いたします。 また、高崎市情報公開条例第30条の規定に基づき、会議は公開となっておりますので、併せて報告させていただきます。なお、高崎市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条第2項の規定により、傍聴者による録音、ビデオ等の撮影は禁止しておりますが、本日はいらっしゃいませんが、報道関係者に限り、写真撮影を許可していますので、報告いたします。
5. 議事1 (事務局)	それでは議事に入ります。高崎市子ども・子育て会議条例第6条第1項により、会長が議長となることになっておりますが、会長が選出されるまでの間は、暫時、事務局で議事を進めさせていただきます。 まず、議事の1「会長の選出」を行わせていただきます。会長の選出は、高崎市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、委員の互選によることになっております。委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。 (委員の互選により、会長に松橋委員が選出される。) ありがとうございます。皆様の拍手をもってご承認いただいたものといたします。 会長には、会長席にお移りいただきまして、就任にあたりまして一言ごあいさつを頂戴したいと思います。 (会長あいさつ) ありがとうございました。 以降の進行につきましては、会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(会長)	それでは議事を進めさせていただきますが、次の議事に入る前に、会議録の署名人の指名をさせていただきます。このことについてまずは事務局から説明をお願いします。
(事務局)	高崎市子ども・子育て会議運営規則第3条第2項により、「会長は、会議に出席した委員のうちから、会議録署名人1人を指名する」と定められております。
(会長)	ただいま事務局から説明がありましたように、私から指名させていただくことになります。私からは、委員Aにお願いしたいと思います。委員Aには、当会議の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
5. 議事2	それでは議事の2「副会長の選出」を行います。
(会長)	(委員の互選により、副会長に高橋委員が選出される。) それでは副会長から一言ごあいさつをいただきたいと思います。お願いします。 (副会長あいさつ) ありがとうございました。以上で議事2「副会長の選出」を終わります。
5. 議事3	次に議事3「幼保連携型認定こども園の設置認可について」を議題といたします。
(会長)	幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、条例により当会議で調査審議することになっているわけですが、認可申請が8件提出されているとのことで、この申請の認可について協議することになります。 なお、今回の申請には本会議の委員も申請の関係者として含まれており、設置の認可に係る利害関係者であることから、まず項番1～6、8の施設について一括協議し、その後7の施設について協議を行いたいと思います。まずは事務局から説明をお願いします。 (整理番号1から6及び8の施設の設置認可について事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。 まずは、申請施設一覧の整理番号1から6、8の施設について協議したいと思います。7施設の設置認可についてご意見等はございますか。
(委員B)	来年もこの認定こども園を目指しているところがもう既に準備をしているのかどうか、またあるいはこのままいくと全部の幼稚園や保育園が認定こども園に将来になってしまうのか、よくわからないものですから、その辺の予想されるものをお聞きしたいのですが。
(事務局)	はい、お答え申し上げます。ただ今のご質問ですけれども、今回こういった形で8園が幼保連携型認定こども園ということで、来年度移行され、それ以降についても、数年後ということで園から希望は上がってきております。具体的な数字というのは、プライバシーの関係もございますので申し上げるわけにはいかないのですが、既存の保育園や幼稚園が認定こども園に移行するにあたりましては、特段の制限というものは設けられておりませんので、認可も要件が整えさえすれば、皆様にご意見を伺って認可をしています。

	くこととなると思います。
(委員B)	保育園や幼稚園がなぜ認定こども園を目指すのか、これは経営的なものなのか、子供の保育の環境づくりなのか、どういうものを目指して認定こども園になろうとしているのでしょうか。
(事務局)	幼保連携型認定こども園は、子どもの保育や教育内容という部分を一体的な施設として位置づけられておりまして、そこで保育や教育がされていくということになります。例えば子どもを保育の部分で預かるといった場合に、親御さんの就労の関係がなくなった場合につきましても、幼保連携型認定こども園であれば1号認定ということに切り替えが行われまして、そのまま園を変えることなく、1号認定ということで同じ施設で預かるというような形で、保護者や子どもからしてみれば、園が変わることはないということでの利便性があると思われます。
(委員B)	そうしますと、市当局の方では、認定こども園にすれば後はスムーズに行くので、こども園にしてくださいよというようなお願いをしているのでしょうか。それともそれとは関係なく、主体性にお任せなののでしょうか。
(事務局)	主体性にお任せするといったかたちで、市で認定こども園に移行することを勧めている状況ではございません。
(会長)	よろしいでしょうか。他にございませんか。 ないようでございますので、それでは、項番1から6、8の施設についての設置認可について当会議として事務局案のとおり了承したいと思います。 続いて整理番号7のねむの木こどもの森でございますが、この施設の設置認可申請は、本会議の委員でもあります委員Cが関係者でございますので、先ほど申し上げたとおり、この案件に関する協議については委員Cの退席を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (委員から「異議なし」の声) 異議なしと認めます。それでは委員Eの退席を求めます。 (委員C退席) 審議を再開します。整理番号7のねむの木こどもの森の設置認可申請について、事務局から説明をお願いします。 (ねむの木こどもの森の施設概要の詳細について事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。整理番号7のねむの木こどもの森の設置認可申請について、ご意見等はございませんか。 それでは、ねむの木こどもの森については、事務局案のとおり了承したいと思います。この案件について審議が終わりましたので、委員Cの退席を解きます。 (委員C復席) 以上で、今回申請のありました8件の審議は終了しましたが、全ての申請について本

	会議で了承することといたします。 以上で幼保連携型認定こども園の認可に関する調査審議についての協議を終結いたします。
5. 議事 4 (会長)	次に議事 4「特定教育・保育施設の利用定員について」を議題といたします。 子ども・子育て支援新制度では、市は施設型給付費の支給に係る施設について確認を行い、施設の種類や認定区分ごとに利用定員を定めることになっています。さらに、この利用定員の設定にあたっては、市はこの子ども・子育て会議の意見を聴くことになっています。このことについて、まず事務局から説明をお願いします。 (利用定員の設定について事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。認定こども園 9 施設について、それぞれ利用定員を設定したいとのことでございますが、委員の皆様からご意見やご質問などはございませんか。
(委員 D)	よろしいでしょうか。平成 28 年 3 月 1 日時点では、比較した場合、変更前は今年の 3 月、今度認定こども園にかわる保育園、あるいは幼稚園はどちらの方に入っているのでしょうか。数字の整理の仕方としてはどちらになるのでしょうか。
(事務局)	こちらの整理の仕方としましては、3 月 1 日現在では、例えば保育所から移行するということで説明させていただきました施設につきましては、保育所の数字の中に入っております。なので、そちらが 4 月 1 日で移行するということから、そこが大きく減ということになります。逆に 4 月 1 日から移行したものが認定こども園という整理をさせていただいているので、そこについては大きく増とするという整理をさせていただいております。その期日にどの累計あったかということを基準に数字は計上させていただいておりますので、ご理解いただければと思います。
(委員 D)	今般、私立保育園で減ったのは、認定こども園にカテゴリーが移ったもの以外に、純粹に利用定員が減ったという事例もあるのでしょうか。保育所のまま。
(事務局)	区分ごとの入れ替わりで、既に設定された利用定員が減となっているものでございます。
(会長)	ほかにごいませんか。 それでは特定教育・保育施設の利用定員の設定については、事務局案のとおり本会議で了承することといたします。以上で特定教育・保育施設の利用定員の設定についての協議を終結いたします。以上で、本日予定していました議事は終了いたしました。審議の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。それでは進行を司会に戻します。
6. その他	会長、議事及び意見交換の進行、ありがとうございました。

(事務局)	続いて次第の6「その他」といたしまして、事務局から、子育てなんでもセンターにつきまして、ご報告させていただきます。 本件は、本市の子育て支援策の充実・推進を図るため、平成29年4月に開設予定の多機能型住居内に子育てなんでもセンター（仮称）を設置する運びとなったことから、委員の皆様にも子育てに非常に関連が深い事項ですので、この件につきましてご報告をさせていただくものでございます。 （子育てなんでもセンターの施設概要について事務局から説明を行った。） 子育てなんでもセンターについて説明をさせていただきましたが、この件について何かご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。
(委員E)	これは実際に多機能に渡った施設だと思うのですが、実際に市はどのくらいの職員で、どのくらいの割合でやっていく予定なのでしょう。
(事務局)	お答えをさせていただきます。その辺につきましては、まさにこの1年をかけまして、これから考えていきたいと思っているところですが、最低限の職員は必要だと考えております。
(委員F)	とてもいいセンターになると思います。ちょっとひとつ気になったのは、子育て相談エリアのところで、いろんなお母様がやってくるし、いろんなお子様がやってくると思うのです。その場合、高崎市の療育（こども発達支援）センターとどうリンクさせていくか、その親子を支援するかという大事な部分もあると思うので、その辺をどう考えていらっしゃるのか、教えてください。
(事務局)	決して広い場所ではないというところもございまして、ワン・ストップで最初から最後まで全部やるというようなものが理想ではありますが、基本的には、相談をメインにおかせていただきまして、こちらで受けた相談につきましてはしっかり担当課や本庁につなげるようなシステム作りを、これから考えていきたいと思っております。
(委員F)	同じ内容なのですが、児童相談所等の連携もとても必要となってくるので、是非その連携もお願いいたします。
(事務局)	今、虐待等で様々な問題も起きておりますので、そういったことも十分考慮しながら、こちらのエリアについては考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
(委員B)	こういう施設は出来るだけ利用しやすい、誰でも入っていきやすい、市民から見えるような形のものなので、ひとつお願いがあります。 私は学童のことでお願いしておきたいのですが、今非常に学童の利用者が多くなってきて、1施設で100人を超えるところが増えてきています。最近では指導員さんの成り手がいない状況もありますが、なぜ指導員さんの成り手がなくなってしまったのか

	ということ、行政の方でも十分に精査して、そういう状況をつくらないような方法あるいはシステムを考えてもらいたいと思います。例えばなんでもセンターの中に、学童のことはそこに行くとか何か出来るよというようなコーナーを一つ作っていただけないかなと思います。あるいはここに就労に関する事というのがありますので、学童の指導員の募集の相談が出来るような、そういうものができるといいなというふうに思っております。学童は本当に大きく変わらなければならないところがたくさんあるので、行政の方がどこかで思い切ってそういった新しいシステムを入れていかないと学童は行き詰ってしまうかなと。今25%、30%の子どもたちが学童を利用するような状況で、将来的には40%の学童保育の利用者が出てくるだろうというふうに想定できますので、そういったこともらんだ学童の施設や処遇体制などを話し合う学童専門の委員会みたいなものを作って、どうしようかという対策を練るような会議や機関を作っていただきたいなというふうに思っております。以上です。
(事務局)	最低必要な職員は確保していくということで考えております。 それと2点目の、子育てなんでもセンターに学童のエリアを設けたらどうかということですが、就労のところにそういった募集をすることは可能だと思います。その辺は今後しっかり検討をしていきたいと思います。それとは別に、そういった学童のことについて委員会というもの立ち上げてはどうかということなのですが、そちらの方については今後検討していければと思いますので、よろしくお願いいたします。
(委員G)	当初子育て支援事業の一環という部分では、放課後健全育成事業も入っていると思われるのですが、子育てなんでもセンターの実施事業の中に、保育所や幼稚園があるのに対して学童のことが触れられていないことが少々残念だなという気がいたします。今の指導員の問題などいろいろありますけれども、せっかくの子育てなんでもセンターということであれば、特に今は待機児童問題もかなりクローズアップされておまして、「学童保育落ちた、日本、死ぬ。」ともいわれております。そういった部分でも、今後期待をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
(事務局)	保育所と学童は成り立ちが違っているというところはありますけれども、こちらのなんでもセンターの中でいろいろと検討できるところはしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。
(委員H)	非常に子育ての支援といったところでは、全国に類を見ない拠点となるということで楽しみだなと感じます。検討段階だと思いますが、こちらの施設の利用可能時間と土日といった休日の対応はどう検討されているのか、やはり共働きの家庭が増えておまして、土日じゃないと利用できないという方もいらっしゃると思っておりますので、お聞かせいただければと思います。
(事務局)	まだ決まっておりますが、内部の検討の段階では当然共働きの方もいらっしゃるということも考慮いたしまして、土曜や日曜も可能な限り開いていけるような形で出来

	ばと考えているところでございます。時間につきましても、そんなに遅くまでということとはできないと思いますが、例えば市役所が終わる５時１５分で終わりにしてしまうというようなことはないような形で考えたいと思っております。始まる時間が遅くなるというような可能性もありますが、利用者が利用しやすいような環境は作っていかねばならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
(委員Ⅰ)	妊娠準備期から子育て期間中における母子健康相談及び支援ということが書かれておりますけれども、今現在も子どもさんが生まれるところに母子保健推進委員が訪問させていただきまして、何か心配事とかありましたら保健師さんに繋いでいくというのが現状なのですけれども、これでいきますと、今でも検診等で保健師さんにも相談いただいているところがあるのですけれども、保健センターとダブルで、同じようなことをすることになるのでしょうか。
(事務局)	その辺もこれから詰めていかなくてはいけない部分でありますので、しっかりとすみわけは必要ではないかと考えております。よろしくお願いいたします。
(委員Ⅰ)	子どもさんを持つお母さんもしかり、私たちの活動もしかり、保健師さんもそうだと思うのですが、やはり同じようなことを違う場所でやっていく場合に、どのような活動をしていけばいいのかなと思う部分もありますけれども、お母さんに対しての簡単な指導もさせていただいておりますので、そういった点をはっきりしていただければありがたいなと思います。
(委員Ⅱ)	要するに、地域にいらっしゃる専門家といいますか、実際に働いていらっしゃらないけれども、地域に埋もれている専門家の方たちに、ちょっと出てきていただいて、サポートしていただきたいという、いろいろな人の知恵を活かしていきたいというようなことを土台に考えていくことになりますか。
(事務局)	そういうところも、もちろんあります。 それではよろしいでしょうか。お時間もだいぶ経過したということもありますので、ここで議論は終結させていただきたいと思います。
7. 閉会 (事務局)	以上を持ちまして本日の会議はすべて終了いたしました。 なお、今回使用いたしました右上に資料番号のある資料につきましては、個人情報等記載のため、回収させていただきますので、そのまま、机の上においてください。よろしくお願いいたします。 それでは、これを持ちまして平成２７年度第２回高崎市子ども・子育て会議を終了させていただきます。会議を閉会いたします。